

小田原市省エネ住宅普及啓発事業委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

平成30年9月

小田原市

## 目 次

1	目的 .....	- 3 -
2	業務 .....	- 3 -
3	参加資格要件等 .....	- 3 -
4	スケジュール（予定） .....	- 4 -
5	公募型プロポーザル手続等 .....	- 4 -
6	最優秀提案者（優先交渉先）等の決定 .....	- 7 -
7	契約の締結 .....	- 7 -
8	公正なプロポーザルの確保 .....	- 8 -
9	留意事項 .....	- 8 -

### <実施要領様式>

- 様式1 公募型プロポーザル参加表明書
- 様式2 企画提案書提出届
- 様式3 企画提案書
- 様式4 業務工程表
- 様式5 見積書
- 様式6 質問書

## 1 目的

本市では、小田原市地球温暖化対策推進計画や小田原市エネルギー計画において、域内の温室効果ガスの削減及び省エネルギー化を目標に掲げている。これらの計画の目標を達成するためには、対象者数が膨大な民生家庭部門の取り組みが不可欠である。

そこで、本市では、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」に平成28年度に賛同し、低炭素型のライフスタイルの地域への浸透を目指しているところである。

本年度は、COOL CHOICEの取り組みの一つである“省エネ住宅”をテーマに掲げて、20代から40代までのファミリー層を主な対象として、省エネ住宅の内覧会などの体験型イベントを省エネ住宅の関連事業者と連携して実施することで、市民及び事業者の機運の醸成や経済活動の活性化を図り、双方の自立的な取組を促すことで、低炭素型のライフスタイルを地域に浸透させていくことを目的とする。

また、本事業の実施にあたっては、国の平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）を利用して実施する。

## 2 業務

### (1) 業務名

小田原市省エネ住宅普及啓発事業委託業務

### (2) 事業内容

- ① 企画プロモーション
- ② イベント等の実施
  - ・おだわらスマートシティフェアでの普及啓発事業
  - ・域内 ZEH ビルダーと連携した省エネ住宅体験事業
  - ・パンフレットによる省エネ住宅等啓発事業
- ③ COOL CHOICE 賛同者、賛同団体の拡大など
- ④ 業務管理
  - ・関係者等との打ち合わせ
  - ・成果物の提出

### (3) 事業期間

契約締結日から平成31年1月31日までとする。

### (4) 提案上限額

4,413,000円 ※消費税及び地方消費税相当分を含む

## 3 参加資格要件等

### (1) 資格要件

企画提案ができる者は、本業務を行う能力を有する単独の法人であって、以下の要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと
- ② 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと
- ④ 小田原市暴力団排除条例第2条第2号、第3号、第4号又は第5号に該当しないこと
- ⑤ 日本国内に本店、支店、支所又は事業所を有する法人であること
- ⑥ 同種の営業期間が1年以上であること
- ⑦ 小田原市税に係る滞納をしていないこと

## （2）応募資格の制限

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、応募者とすることはできない。

- ① 上記（1）の参加資格に定めた要件が備わっていないとき
- ② 複数の企画提案書等を提出したとき
- ③ 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ⑥ その他不正な行為があったとき

## 4 スケジュール（予定）

（1）募集公告	平成30年9月14日（金）
（2）質問書の受付期間	平成30年9月14日（金）～9月25日（火）
（3）質問書への回答期限	平成30年9月27日（木）
（4）提案書の提出期限	平成30年10月3日（水）
（5）提案説明（プレゼンテーション）	平成30年10月10日（水） 予定
（6）提案審査結果通知	平成30年10月中旬
（7）契約等手続	平成30年10月中旬

## 5 公募型プロポーザル手続等

- （1）実施要領等の交付場所、交付期間及び入手方法

① 交付場所

〒250-8555 小田原市荻窪300番地  
小田原市役所エネルギー政策推進課（小田原市本庁舎4階）  
電話 0465-33-1424

② 交付期間

平成30年9月14日（金）から平成30年10月3日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間、随時交付する。

③ 入手方法

上記①の場所で直接受け取る、又は小田原市のホームページからダウンロードすること。

（2）企画提案書類等の提出

① 提案受付期間

平成30年9月14日（金）から平成30年10月3日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

② 提出書類

- |                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）           | 1部        |
| ー添付書類ー（構成法人すべてについて提出すること）       | 各1部       |
| a. 組織概要（会社パンフレット等）              |           |
| b. 定款                           |           |
| c. 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）     |           |
| d. 法人登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの） |           |
| e. 納税証明書（3か月以内に発行されたもの）         |           |
| 次の納税証明書を提出すること                  |           |
| ・法人市民税（直近の事業年度のもの）              |           |
| ・固定資産税（平成28・29年度分）              |           |
| イ 企画提案書提出届（様式2）                 | 1部        |
| ウ 企画提案書（様式3）                    | 正本1部、副本4部 |
| エ 業務工程表（様式4）                    |           |
| オ 見積書（様式5）                      |           |

③ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記①の期限までに必着することとする。

④ 提出先

〒250-8555 小田原市荻窪300番地  
小田原市役所エネルギー政策推進課（小田原市本庁舎4階）  
電話 0465-33-1424

⑤ 作成要領

<企画提案書>

- ア 用紙は、A4判両面使用（A3判は折込）とすること。
- イ ページ番号は表紙を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ウ 企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。
- エ 審査の公正を期すため、企画提案書の副本4部には会社名、住所、ロゴマークなど、提案者を特定できる表示を付してはならない。  
なお、業務実施スタッフ体制図などには、提案者を「当社」等と記載すること。

<見積書>

- ア 金額については、消費税額（地方消費税相当額を含む）を含む金額とすること。
- イ 公募にあたって本市が提示した金額を上回る場合は、失格とする。

(3) 質問の受付

企画提案書作成に関する質問は質問書（様式6）を用いて電子メールにより提出するものとし、電話、持参等による問い合わせは不可とする。

① 提出書類

質問書（様式6）

② 提出方法

電子メールにより下記のアドレスに提出すること。

宛先： 小田原市環境部エネルギー政策推進課

件名： 省エネ住宅普及啓発事業委託業務公募型プロポーザルに係る質問について

E-mail : [energy@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:energy@city.odawara.kanagawa.jp)

③ 受付期間

平成30年9月14日（金）～9月25日（火）午後5時（必着）

④ 質問に対する回答

平成30年9月27日（木）までに、質問者に電子メール等で回答する。  
また、市ホームページに全ての質問及び回答を掲載する。

#### (4) 提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリング

企画提案書に記載した内容につき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 日時・会場

平成30年10月10日（水）を予定 小田原市役所（詳細は別途通知する）

② 出席者

事業実施担当者を含む3名以内とする。

③ 発表時間

プレゼンテーションを15分以内とし、その後ヒアリングを10分程度行う。

④ 留意事項

プレゼンテーション資料は、企画提案書の記載内容と相違がないようにすること。

また、プレゼンテーション資料は、10月9日（火）正午までに持参又は郵送等で小田原市エネルギー政策推進課に提出すること。

## 6 最優秀提案者（優先交渉先）等の決定

### (1) 企画提案書等の審査

企画提案書、提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリング内容を基に、あらかじめ定めた企画提案書審査基準（別紙）に従い、小田原市省エネ住宅普及啓発事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会が審査し、最も高い得点値を得たものを最優秀提案者、次点者を優秀提案者として決定する。

なお企画提案者が1者の場合は、各委員の評価点の合計が総評価点の6割以上となる場合にこれを最優秀提案者として選定する。

### (2) 企画提案書審査基準

企画提案書は、企画提案書審査基準に基づき審査する。

### (3) 結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案者を決定後、速やかに、すべての企画提案書提出者に対し結果を通知する（10月中旬を予定）。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

## 7 契約の締結

選定した最優秀提案者と、企画提案内容に沿って提案内容についての協議・調整を行い、契約を締結する。なおその際、協議等の結果に基づき企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者との契約が成立しなかった場合は、次点者である優秀提案者と提案内容についての協議・調整を行い、契約を締結する。

## 8 公正なプロポーザルの確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9 留意事項

- (1) 費用負担  
企画提案に関する全ての書類の作成及び提出にかかる費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱い  
提出書類については、返却しないものとする。
- (3) 複数提案の禁止  
企画提案者は、1つの提案しか行うことができない。
- (4) 提出書類の変更の禁止  
提出した書類の変更は認めない。なお、提出書類において後日参考資料を求めることがある。
- (5) 虚偽記載の禁止  
企画提案書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合は、参加申請書又は企画提案書を無効にする。
- (6) 使用する言語等  
企画提案等手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 本業務は、小田原市が環境省補助事業である「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）」を活用して行うものであるため、同補助金の交付規程等に基づきその趣旨を踏まえ提案を行うこと。

## 企画提案書審査基準

項目	評価の視点	配点
実行性	実施にあたり、事業趣旨を踏まえ十分な実行性、技術力等を有する事業実施体制を構築しているか。	10点
	広報、イベントやプロモーション等の類似業務の実績は十分か。	10点
有効性	「COOL CHOICE」賛同書を集められる工夫がなされているか。	10点
	省エネ住宅に係る取組の認知から行動の促進まで、事業趣旨に沿って一貫したプロモーションが実施される企画となっているか。	10点
	省エネ住宅のメリットなどを効果的に体験できる工夫がされている企画となっているか。	10点
	パンフレットを作成・活用して、住宅の省エネ化を促す工夫がなされているか。	10点
地域性	地域の自立的・自発的な取り組みに繋がる企画となっているか。	20点
独自性	事業趣旨を踏まえた独自の提案が盛り込まれているか。	10点
価格	費用対効果を踏まえ適切な積算となっているか。	10点
合 計		100点